

(特定外貨埠頭の管理運営に関する法律施行規則の一部改正)
第二百二十七条 特定外貨埠頭の管理運営に関する法律施行規則(平成十八年国土交通省令第八十八号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「㉔」を「㉕」に改め、備考5(1)中「が記名押印し、又は署名する」を「の氏名を記載する」に改め、同(2)中「が、その」を「の」に「が記名押印し、又は署名する」を「の氏名を記載する」に改める。

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部改正)

第二百二十八条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成十八年国土交通省令第百十号)の一部を次のように改正する。

第三号様式第一面中「申請者の氏名又は名称」を「申請者の氏名又は名称」に改め、注意を削る。

第五号の様式中「㉔」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

第五号の様式中「㉔」及び備考2を削り、備考3を備考1とする。

第五号の様式第一面中「申請者の氏名又は名称」を「申請者の氏名又は名称」に改め、注意を削る。

(海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律施行規則の一部改正)

第二百二十九条 海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律施行規則(平成十九年国土交通省令第七十二号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「㉔」及び備考5を削る。

(広域的域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則の一部改正)

第三百十条 広域的域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則(平成十九年国土交通省令第七十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一中「㉔」を削る。

注1 不要の部分は消してください。
 2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載し氏名の記載を目的で行う場合には、押印を省略することのできる。
 3 変更認定申請の場合は、変更に係る事項のみを記載してください。
 4 変更認定申請の場合は、変更に係る事項のみを記載してください。

注1 不要の部分は消してください。
 2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。
 3 変更認定申請の場合は、変更に係る事項のみを記載してください。

第三百十一条 (特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則の一部改正)
 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則(平成二十年国土交通省令第十号)の一部を次のように改正する。

第一号様式から第三号様式まで、第三号の様式から第六号様式まで、第七号様式から第九号様式まで及び第九号の様式から第十二号様式までの様式中「㉔」を削る。

第二十二号様式中「㉔」を削り、「日本汽船株式会社」を「日本郵船株式会社」に改め、備考3を削り、備考4を備考3とし、備考5を備考4とし、備考6を備考5とする。

(海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令の一部改正)
第三百三十二条 海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令(平成二十年国土交通省令第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一号様式、第三号様式及び第四号様式中「㉔」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

(国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則の一部改正)
第三百三十三条 国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則(平成二十年国土交通省令第九十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「(海防)」を「(海防)」に改め、「㉔」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4から備考6までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第二中「㉔」及び備考2を削り、備考3を備考2とする。

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部改正)
第三百三十四条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成二十一年国土交通省令第三号)の一部を次のように改正する。

第一号様式第一面中「申請者の氏名又は名称」を「申請者の氏名又は名称」に改め、注意4を削り、注意5を注意4とし、注意6を注意5とする。

第三号様式中「申請者の氏名又は名称」を「申請者の氏名又は名称」に改め、注意3を削る。

第五号様式第一面中「申請者の氏名又は名称」を「申請者の氏名又は名称」に改め、注意3を削り、注意4を注意3とする。

第六号様式中「申請者の氏名又は名称」を「申請者の氏名又は名称」に改め、注意1を注意とする。

(排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行規則の一部改正)
第三百三十五条 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行規則(平成二十二年国土交通省令第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二号様式中「㉔」及び備考1を削り、備考2を備考とする。

(津波防災地域づくりに関する法律施行規則の一部改正)
第三百三十六条 津波防災地域づくりに関する法律施行規則(平成二十三年国土交通省令第九十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「印」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考四から備考六までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第二中「㉔」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第三中「申請者の氏名又は名称」を「申請者の氏名又は名称」に改め、注意2(1)を削り、注意2(2)を注意2(1)とし、注意2(3)から注意2(5)までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第七中「㉔」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第九及び別記様式第十中「㉔」を「㉔」に改め、備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とし、備考5を備考4とする。